議案第257号

水道管の漏水事故による損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和７年12月11日

福岡市長　髙　　島　　宗一郎

理由

本件は、水道管の漏水事故による損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第１項の規定により議会の議決を求めるものである。

水道管の漏水事故による損害賠償額の決定について

水道管の漏水事故による損害賠償の額を次のように決定する。

1　損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
[redacted]	2,785,045円

2　事件の概要

令和７年６月28日午前４時20分頃、市内東区香椎駅前二丁目14番５号付近の市道に埋設された水道管からの漏水により、当該市道に隣接する相手方[redacted]氏が経営する店舗内に浸入した水が、当該店舗の床及び備品を汚損し、損害が生じたものである。